

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和2年只見町議会8月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、佐藤孝義君、11番、鈴木好行君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第78号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第78号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少したことなどに伴いまして、介護保険の保険料を減免させていただく内容でございます。

資料をご覧いただきたいと思っております。

改正理由につきましては、今ほど申し上げましたとおりでございます。改正内容につきましては、介護保険条例第10条第2項に減免の申請期限がございますので、この部分について新型コロナウイルス感染症に係る減免については規則で定める日まで申請できる旨を附則のほうに追加をさせていただく内容でございます。減免の基準といたしましては、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料と同様の内容となっております。①としまして、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合には全額を減免すると、免除すると。②としまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合に減免をさせていただくということで、要件としましては、事業収入が前年の収入と比較しまして10分の3以上減っているといた場合に減免をさせていただくこととなります。また、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万以下であるということになってございます。で、裏面をご覧いただきたいと思っております。減免の率になりますけれども、前年の合計所得が200万以下の場合には10分の10、200万を超える場合には10分の8ということで、その下に減免の計算式ございます。例としまして、保険料額が10万6,200円の場合、減少する見込みの前年の所得、事業所得が160万。で、前年の合計所得が260万ということで、年金所得が100万、事業所得が160万あった場合に、下の計算式によりまして5万2,300円が減免になりますというような例示を示させていただいております。で、減免の対象となるものにつきましては、令和元年度分及び令和2年度分でありまして、令和2年2月1日から令和3年3月31までの間の納期限のあるものということで、その下に新旧対照表付けさせていただいておりますが、附則に第9条を追加させていただくものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第78号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第3、議案第79号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは議案第79号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

次のとおり財産を取得するということでありまして、1としまして、名称、種類、数量であります。総合行政システム機器であります。内訳としましては業務用のノートパソコン9

台、業務用のデスクトップパソコン16台、申告業務用のノートパソコン7台、申告業務用のデスクトップパソコン1台、業務用のレーザープリンター13台、プリントサーバ7台、申告業務用レーザープリンタ2台ということでありまして、契約の方法であります、随意契約であります。3としまして、購入金額、消費税込であります1,177万円であります。購入の相手方でありまして、福島県郡山市桑野3丁目18番24号、株式会社福島情報処理センター、代表取締役社長、小暮憲一であります。

今回、議決をお願いいたします財産取得の内容でありますけれども、窓口業務等々であります住民基本台帳関係あるいは印鑑、国民健康保険、その他各種の税、町税であります。住宅あるいは簡易水道であるとか集排。こういった町の業務全般に係ります総合行政システム。こういったシステムの機器の購入に関するものであります。

現在までの経過を簡単に申し上げます。現在、町で使用しております総合行政システム。アドワールドという名前でありまして、これあの、株式会社福島情報処理センターが平成26年度に構築を行いまして、具体的には平成27年、26年度中の27年1月から稼働開始したというものであります。当初は5年リースの計画でありまして、サーバーの機器、そしてパソコン、プリンター、こういったもののリースが令和元年の12月末をもって満了の予定でございました。しかしながら、町で設置しております電子（聴き取り不能）の推進会、こういった内部でシステムの新規構築、そして継続の理由について費用対効果及び業務の状況等を勘案しながら検討いたしました。現在、今も使用しておりますけれども、アドワールドに特段の不具合、利用に関する不便さがない。そして、尚且つ、平成30年度には地方税の共通の納税システム等の改修が予定されておったということでありまして、当初想定のとおり、5年後の令和2年の1月に新システムの稼働となった場合に、改修の直後に新しいシステムになる業務がある。こういったなどなどの理由によりまして、現行のシステムの利用を令和2年の12月まで、今年12月末まで一年間、機器等の再リースをしてまいりました。トータルで6年間の使用ということで現在想定をしております。その後についてでありますけれども、令和元年度の時点で、こういった総合行政システムでの機器、サーバー、パソコンほかの電算機器、利用開始から6年が満了します。そして、これもあの、従来、お話を差し上げましたけれども、パソコンのOS、ウィンドウズ7でありました。このサポートが、ご承知のとおりでありますけれども、今年1月で終了するなどしまして、これ以上の機器の利用延長は厳しい状況であります。そしてあの、こういったこ

とで再リースの期間満了となります今年12月までに次期システムへの更新を行い、来年の1月から新たなシステムを稼働する計画で導入の検討を進めました。その結果であります。現在のシステムで、現段階では独断の問題、不満がない。いわゆる問題がないということでもあります。システム使用料。これにつきまして、現時点での使用料等の比較でありますけれども、単純に比較をしまして、5年間の比較をさせていただきました。概ね、使用料として200万程度の増額が見込まれますけれども、率として1.89パーセント、2パーセント未満の増額であるといったことから、職員も運用に慣れているということもありまして、次期のシステムへの更新。こういった福島情報処理センターによります既存システムの更新。そして機器の更新ということを進めたいということである。現在まで予算化もさせていただいたところでもあります。今回の随意契約の理由でありますけれども、システム導入後の稼働、通常、これから5年以上使うということになるかと思えます。何らかの不具合が機器から発生した場合に、他社から、この業者さん以外から導入した機械、含まれている場合には原因の切り分け。いわゆる機器が悪いのか。初期設定、OSのインストールが悪いのか。その次の業務設定。業務用のシステムのインストールが悪いのか。こういったところで非常に困難になりまして、迅速な復旧が阻害されるという可能性が否定できません。そして、一般的には機器の導入。こういったところで初期設定を行った業者さん以外が別途、このシステム運用に係る設定作業を行うということがあまり一般的ではない。こういったこともないわけではありませんが、通常、一般的ではないということでもあります。繰り返しになりますが、窓口業務、そして書類発行など、住民システム、住民サービスに直結する、こういったシステムの運用でありますので、不具合が生じた場合に早急な復旧が求められる。こういったことからシステム導入、そして運用にあたっての業者であります今回の業者さん、福島情報処理センターから調達をして初期設定等を行うことで円滑な導入。そして、運用したいということでの内容であります。こういった内容で今回、ご提案を申し上げます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第79号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第4、議案第80号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第80号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

令和2年度の只見町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

今回は歳出予算の補正であります。

第1条としまして、既定の歳出予算の総額59億7,933万5,000円のうち357万6,000円を科目更生するという内容でございます。

一枚おめくりをいただきますと1ページ、第1表 歳出予算補正の表が出てまいります。今回、農林水産業費、教育費での増額補正をお願いする。その財源として13款の予備費357万6,000円を減額して調整をさせていただきという内容の表でございます。

もう一枚おめくりいただきますと2ページ、歳出補正予算事項別明細書になります。今申

上げましたような内容で農林水産業費、教育費、それぞれ192万、165万6,000円の増額に予備費をもって対応したという表でございます。

3ページからは歳出の詳細になりますので、担当課長よりご説明を差し上げたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは3ページの歳出でございますが、款の6、農林水産業費でございます。1目の林業総務費でございますが、総額で192万の増額をお願いしてございます。これは鳥獣被害対策に係る事業費の増額であります。内容としまして報酬ですが、鳥獣被害対策実施隊員の報酬162万円及び費用弁償としまして30万円の増額をお願いしてございます。今般、鳥獣被害対策として、新たにこの8月から10月までの間を、3ヶ月間を鳥獣対策強化期間というようなことで位置づけまして、鳥獣被害対策の実施隊員によります町内の一円のパトロールと、それからパトロールをしながら追い払い、それから駆除対策に、強化に繋げていただくというものでございます。鳥獣被害はこれから稲刈り時期に向けまして拡大が懸念されておりますし、町民からも強い要望もあり、また担当委員会からもさらなる支援対策の強化への意見をいただいております。今般、早急に予算を措置して対策を図ろうとするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 続きまして、款の10、教育費。給食センター費の備品購入費でございます。庁用器具費、管理用備品として165万6,000円の増額をお願いしております。これにつきましては、給食センターで使用しておりますパススルー冷凍冷蔵庫といったものがありまして、これは下処理室と調理室を繋ぐ間にある冷凍冷蔵庫でございますが、7月20日の日に、温度が下がらないといったような状況になりまして、保守点検の業者さんのほうにお願いをして確認をしてもらったんですが、冷媒の不足が、フロンガスが漏れてしまっているというようなことで、過去4回ほど、こういったような状況がありまして、応急措置をしてとりあえず冷える状態にしてもらってますが、またいつ抜けるかわからないと。ということもあります。また、今使っているものが平成11年度に導入をしておりますので、21年経過といったような状況もあります。また、冷媒に使っておりますフロンガスのR22という製品があるんですが、こちらが冷媒をフロンガス、R22がフロン排出抑制法によりまして全廃となると、使えなくなるということがあります。また、それに伴っ

て既存の部品関係、こういったものを製造しないといったような状況になっておりますので、今回、新たに購入をして入れ替えを行いたいと、そういったことで増額をお願いしたものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 最下段の款の13予備費であります。ただ今の二つの増額に伴いまして、予備費357万6,000円の減額をもって調整させていただいたという内容であります。

一枚おめくりいただきますと、先ほどの鳥獣被害対策実施隊員の部分、特別職の変更の給与費明細載っておりますのでご覧をいただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 農林水産業、林業総務費の鳥獣被害対策実施隊員の報酬についてお伺ひしたいんですが、これの実施隊員は先ほど総務課長のほうからありましたけど、特別職の報酬ということで、この実施隊員については、国の鳥獣被害防止の特措法に基づくものだと思うんですが、その要綱の中ですと、国からの助成もあるように見受けられるんですが、財源の中に特に一般財源としか記載されてないんですが、その辺。

あともう一つは、実施隊員の報酬、特別職ということですので、任命される、たぶん、有害鳥獣の猟友会の方だと思うんですが、特措法の中ですと（聴き取り不能）も含まれるというところあるんですが、今回任命される隊員の方の範囲。それから何名いらっしゃるのか。その点。それから業務の中で課長のほうから説明のありました町内のパトロール、それから追い払い、駆除ということなんですが、いろいろな資料を見ますと、有害鳥獣の駆除については全国的な問題になっておりまして、集落ごとでこう、猟友会と共同しながら対応している、成果を上げているという事例もあるようです。それで、明和地区のほうで、今度、明日ですか、区長さん、それから猟友会のほうで明和のほうで鳥獣の今、被害の状況を含めながら対応について集まりを持たれる予定だそうです。そういうことで、集落とそういう形での連携を取りながらやっていくということはやっぱり必要じゃないかと思ひます。特にこれから秋

にかけて実りの時期ですので、現在も明和地区の集落、小林なんか、だいぶイノシシも出ているようです。そういう中で、集落の区長さんのほうでも、集落のほうで猟友会のほうと共同しながら、直に罠を設置とかできませんが、一緒になって、見回りも含めながら、(聴き取り不能)の体制を考えたいと話もされているようですので、それを含めまして説明をお願いしたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長。

○農林建設課長(渡部公三君) 今ほど6番議員からご質問いただきました鳥獣被害対策についてでございますが、まずはじめに、今、鳥獣被害対策の実施隊に係る報酬であります、その財源についてでございます。これあの、議員おっしゃるとおり特措法の該当するものでございまして、財源としましては特別交付金、特交の中で措置されるということでございますので、これあの、当初予算でも90万でしたかね、とっておりますが、今回加えまして162万の増額をお願いしてございます。そしてあの、この実施隊については、非常勤特別職というようなことで、隊員29名でございます。全員で。29名に対して、この4月9日に、町長のほうから辞令の交付をさせていただいて、それぞれあの、隊の業務に就いていただいているということでございます。今回あの、この鳥獣被害対策に関しては、7月の第2回会議でも補正予算で補助金の増額をお願いして取り組んでございますが、今回あの、8月から10月までの3ヶ月、特に被害が大きくなるという想定の下、この二つの柱立てというかですね、で対策を考えてございます。それは一つはあの、町民の自衛策の取り組み。これの推進でございます。それについて、この7月第2回会議での補正予算で町民自ら、また集落が、そしてあの、振興作物の生産組合がといったそれぞれの立場で取り組みやすい状況にさせていただいており、またあの、対策用の資材、今回あの、動物撃退器の配布ですとか、駆逐用の花火なども配布をさせていただいておりまして、そういった自主防衛に取り組んでいただくという強化が一つでございます。

それからもう一つは、捕獲隊によります対策強化ということで、今般、補正予算でお願いしてございますパトロールの強化であります。これあの、捕獲隊は3分隊がありまして、只見・朝日・明和と3分隊があります。それぞれ3分隊長と我々のほうで打ち合わせをさせていただいて、隊員が、なるべくまあ、協力していただいて、通常この三ヶ月間で、延べ60日はこのパトロールに就いていただきたいというような要請をして、それで今、捕獲隊、実施隊のほうでは個別にあの、検討、内部で協議をしていただいておりますので、今後また

そういったやり方を詰めて早急に実施に繋げていきたいというふうに考えております。そういった中での、明日ですか、8月6日に明和地区の区長連絡協議会がございまして、その席でもこの実施隊の隊長であり、また明和の分隊長の深津さんにも出席をいただいて、各集落での状況等の情報交換をしていただいて、捕獲隊としてこういった対策ができるかというようなことをまあ、協議をしよう。また、そこに、私達、農林建設課も加わりましてですね、こういった補助の有効的な活用等もお知らせをしながら、集落と連携をとってこの対策に臨んでいきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） ありがとうございます。明日、明和のほうで会合、是非、出席いただいて、各集落の状況、そういうようなことで、猟友会のほうも今、29名の委嘱ということ言われましたけど、本当に人数が限られておりますので、この広範囲の町を全部カバーすると本当に大変なことだと思いますので、集落等の連携、集落の方も自衛策と言ってもなかなか実際の猟的なのか、罠を仕掛けたり、狩猟免許も必要ですので、なかなか実質、できるというのは無理だと思いますので、実施隊員と連携しながら、集落と連携しながら、そういう仕組みづくりを是非つくっていただくようお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これまでにはない、駆除対策の取り組みでありますので、見えない部分、多々あります。また、集落によっては状況が大きく違いますので、まずあの、情報共有を密にしましてですね、できる対策をとっていきたいというふうに考えてございますので、議員の皆様方からも情報提供、またご理解・ご協力をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 同じく3ページの林業総務費についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

まずあの、実際、パトロールしていただけるということで実施に至った運び、良かったなと思っています。それでですね、令和2年度予算の際に、鳥獣被害対策に対して質問した時

に、ドローンと使ったというふうなお話、説明がございました。このパトロールの時に、そのドローンを使用されるのかどうか。またあの、こういった時にパトロール、鉄砲を持ってパトロールするわけですけれども、そのパトロールする実施時期みたいなのを、結局、今日は何時頃、どこら辺をパトロールしますというものを事前に町民周知とかしておかないと、これからまあ、秋にかけて入山する方々もいらっしゃるかもしれません。またあの、そういった時に、誤射、誤って入山している人に当たらないための事故防止対策、そういったものをどうされているのかなというのと、それから、このパトロールの実施時間帯、大体、一日のうちの何時から何時頃までを想定していらっしゃるのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今ほど鈴木議員からご質問いただきました件でございます。

まずあの、ドローンの活用につきましては、年度当初の予算でドローン、予算いただいておりますので、発注をしまして、特殊な温度感知をする機能で、鳥獣を林の中からも搜索できるというふうな機能ですので、ちょっと特殊な機能がありまして、今週ようやく納品になりましたので、今後あの、そういった練習を積んでですね、研修しながら、駆除隊のほうと連携をして活用していきたいというふうに考えてございます。

それからあの、パトロール等の実施内容を町民に知らせて事故防止対策ということでございますが、まずあの、パトロールの計画は、現在あの、捕獲隊のほうで内部で調整をいただいておりますが、基本的には午前と午後と2回、パトロールをしようということでありまして。それもあの、29名いらっしゃいますが、全員が対応できるものではございませんし、皆さんあの、仕事を持っていらっしゃる方ですので、なるべく都合のつく時間を割り振って、そしてあの、コースとしてはほぼ全域を、車、車両1台で巡視するということですので、どこの集落に何時に行けるかということは、なかなかあの、計画がしにくい。場合によってはその場所で、捕獲であったり、追い払い等で時間を費やすということもありますので、大変時間は、計画は組みにくいものかなというふうに想像されます。ですが、そういったあの、駆除隊のほうも、比較的、そういった頻繁に被害が出る場所等も承知はされておりますし、各区長さんとは十分連絡取りながら、事故防止に努めていきたいというふうに考えてございます。尚、今いただいた意見を、今週、またあの、また駆除隊のほうと打ち合わせをする機会がございますので、お伝えをしながら、安全・安心な駆除対策に努めていきたいというふ

うに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 被害の実態を見ますとですね、やっぱり明け方とか、夕暮れ時とかにやられているのが多いようですので、できればですね、駆除隊の方々と協議していただいて、頻繁にやられているようなところには、そういった時間帯にできねえかとか、そういったことも相談してみただけであればいいのかなというふうに思うのと、これ、このパトロールの際に、駆除したとすればまあ、サルでもイノシシでも、発見して駆除した場合にですけれども、そうした場合の、駆除した時には、そのイノシシ1頭あたりいくら、サル1頭あたりいくらという、シカ1頭あたりいくらという、あの取り決めがありまして、それは該当になるのかどうかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、被害が多発している場所というのは、やっぱり出没が多いというところでございます。そういった情報は捕獲隊の方が一番承知をされておりますので、捕獲隊の方が可能な範囲で、動ける可能な範囲で有効な対策を取っていただくということは勿論でございますので、その点については打ち合わせの中でも、そういった取り組みをさらにお伝えをしていきたいというふうに思っております。

またあの、駆除によります1頭あたりの駆除費、単価であります、対応であります、イノシシ、それからシカというのは県の管理下にあつて、現在、県のほうの予算でそれは対応できますので、勿論、その対象になるということが前提でございます。それ以外については、町のこの規定の中でその対象になるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） ちなみに、今回のパトロールの対象となる動物はイノシシ、シカ、サルという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 基本的には出没する鳥獣全てでございますが、特にと云えば、やはりあの、サルが主になるのかなというふうに考えてございます。というのは、やはりあの、熊であったり、イノシシであったりというのは、暗くなってから、またはイノシシは深夜ということもありますので、その時間帯になかなか合わせるということではできませんし、

深夜に猟銃を使うということはできませんので、そういった部分については罾とか檻を配置するというような手当で対策を取っていくということになろうかというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今ほどの、同じような話になりますが、8月から10月までパトロールされるということ。それからいろいろ今、話出ました。周知の問題もありますが、やはり町民の人から聞かれるのが、どこに、どうやって連絡をしたらいいのか。それから花火はどこでもらえるか。そういった初歩的な部分を問い合わせをされるわけです。ですから、やはり、なんでもそうだと思いますが、やはりもう少しわかりやすく、当然されていると思いますが、周知について、区長がいいのか。振興センターがいいのか。役場に直接したほうがいいのか。駆除隊がいいのか。その辺をやはり、町民の人にもう少しわかりやすいような周知の仕方をお願いできればと思って質問しました。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これ、出沒地の対策はもう、捕獲隊にお願いするしかございませんが、その連絡先については、今後、捕獲隊とも協議をさせていただいて、その連絡体制について町民の方にお知らせをしていきたいというふうに考えます。

それからあの、駆逐用の花火でございますが、これはあの、区長さんには個別に通知をさせていただいて、必要な花火を教えてくださいというようなことでお伝えしております、各区長さんもその花火を、申し訳ありませんが取りに来ていただいて、区長が必要に応じて配付するというようなことで進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） わかりましたが、申し訳ないんですが、やはりそういったことをもう一度、おしらせばん等で町民にわかりやすく、やはりあの、被害がしょっちゅう出ているところの人は、駆除隊のほうに直接電話をされて、来るのを待ってもらっているとか、そういったことを聞きますが、やはりそういったことをあの、一本化するとか、窓口があって、そこにとにかく電話をするという、町民の方から、そういったほうが、どこに電話したらいいんだろうかという話。それからしているうちにいなくなってしまうということが非常に多くあるみたいなので、やはり、その有害駆除隊の方、いいと思うんです。各地区に代表の

人がいるわけですから、そこにとりあえずまあ、出沒した、そういった連絡の窓口をわかるようなことを町民に周知していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） その連絡体制につきましても検討させていただきます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 同じ鳥獣被害についてお伺いしますが、先ほどシステムづくりがこれから大変だということがございます。実際、パトロール隊と、それから猟友会。これはイコールなのか。思うんですけども、まず最初に、見つけれられるのは、その地元の、例えば自分の田んぼとか、自分の畑。これが第一発見者になるわけですよ。普通は。パトロール隊よりも。で、サルは、オレンジのベストと、それから鉄砲持っている、これは認識しますから。これ、それを見つけた人が今の現状だと、花火で追い払う。これが精一杯です。で、集落によっては決まった時間にパンパン鳴ります。これは決まった時間に。でも、それはサルは認識して、そして、その違う、人がいないときに、こっそり出てくると。これが現状であります。パトロール隊を猟友会、見つけた人が、第一発見者が、じゃあ花火で追い払ってしまったら、その後、パトロール隊が来ても獲れないわけです。これが現状でありますので、私はパトロール隊は駆除隊とは別に、例えば区長さんとか、そういった方にもお願いする、したほうが、地元の方を、例えば区長さんなら区長さん、まあ皆さん、仕事持ってますけども、できる人をお願いするのが良いのかなと。そして、まず見つけたときに、どうしていいのか。花火で追っ払うのか。それとも駆除隊に電話連絡をするのか。これが、追っ払った後、連絡しても、じゃあ、今日の朝5時にここに出たから、明日の朝、ここをパトロールしてくれと、なかなかそういうわけにはいかないと思うんですよ。で、パトロール隊が、今、先ほどのお話だと29名。これの3地区の、例えば只見地区であれば只見地区の人がたぶん駆除にいらっしゃるのかなというふうに予想しますが、パトロール隊の3地区のメンバーと、それから人数と、それから鳥獣被害駆除隊イコール猟友会なのか。最初にこれをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、パトロール隊と駆除隊は同じかということですが、駆除隊に対してパトロールをお願いしてございますので、同じでございます。

それから3地区の駆除隊の人数はということですが、只見分隊が7名。朝日分隊

が10名。明和分隊12名となっております。しかしながら、パトロール、実際に60日対応できる方というのは、その中でも数名しか、たぶん、いらっしゃらないと思います。ですから、その数名と、あとはその隊の連絡をもって、スムーズな駆除に繋がればというふうに、これはあの、今後、その隊の中で検討されるものだというふうに思いますけど、そういった区長さんとの関わり、こういったのも、こういった連絡、情報共有していくのかということもありますので、その辺も含めまして隊のほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今回、駆除隊を結成されて、10月まで、こういった特措法のお金を利用してやられるわけですが、先般、一般質問した時に、個体数と、それからその調査のした、あれをお聞きしましたが、今回のこの、予算の中で、ある程度、例えばサル何個体、イノシシ何個体、そういった目標とか、そういったものはございますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） すみません。ちょっとお時間ください。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 個体数をお聞きしているのではなくて、その目的、この予算の目的の駆除のあれがあるかどうか。それだけで結構です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 大変すみません。

まずあの、個体数ではないということですが、町内の調べによりますと、ニホンザルの頭数というのは80頭おりまして、昨年では捕獲実績は30頭ということになってございます。今回の対策でどれだけの頭数をという、具体的な目標というのは今の段階ではそういったことは捉えておりませんし、また目標が、目標というか、を持って取り組むものかどうかというところもちょっとあの、その目的、頭数の目的数という、必要性というかですね、そういったものも今回のパトロール駆除の中で必要なかどうか。また必要であれば、何を何頭ということが定められるのかどうか。それは今後、協議していきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今日までの、そのあれを教えてください。駆除した数。例えば駆除さ

れると、イノシシにつき、1頭につきいくらかとか、サル1匹いくらかかってありますよね。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 先ほどの11番議員の質問にもお答えしたように、例えばあの、サル、すみません、イノシシ。それからニホンジカ。こういったものは県管理の許可になっておりまして、その捕獲頭数等については、現在のところ、まだ県が把握している状況であります。それからまあ、そのほかについても、全部、手続きとかですか、焼却処分をして、そしてあの、写真、証拠写真とか、そういったものを揃えて請求されるものですから、まだ途中経過も承知はしてございません。ただ、熊については、町の許可であったり、ということもありますので、この春からの捕獲頭数は8頭になってございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まったく素人じみた質問で大変恐縮ですが、今年は特にあの、イノシシと思われる、その、我が家に対する攻撃が激しくて、ハクビシンも、これは我が家を狙い撃ちしているような状態で、スイカもキュウリも、いわゆる田んぼの出はだった稲のあたりも入らっちえ、自分のこの、とても臭えにおいをなすりつけるというような、あるいは田んぼの田の畔を掘り返して何か探しているような、そういったその破壊的な被害が見受けられますが、これについてあの、罠で獲る場合、罠で仕留める場合、自分の所有する土地、屋敷、田地、田畑。これについて自分自身が罠を仕掛けて獲るということは、なんか鳥獣関係のその法律の仕組みの中で特に触れていないようですが、これは良いんでしょうか。できれば、普通のトラップあるいは竹筒っぽ程度のもので獲りてえなど。まず被害受けているのは、稲、田の畔。それからキュウリ、カボチャ、スイカ。あとは池の鯉。せっかく買ったがな、引っかけて食われてしまいますというような状態で、全部、うちの敷地の中で、自分が管理する土地の中で、農地の中で起こっておりますが、これについて、罠で私自身が獲って良いものんでしょうか。ちょっと、質問の筋違いかもしれませんが、もし承知しておられれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 鳥獣捕獲のための罠の設置については、罠の設置の国の免許

が必要になってございます。これが原則ですので、これはあの、宅地、敷地内であろうと、どこであろうと、その適用になるものというふうに考えてございますので、そういったあの、罾の資格を取る、免許を取るための支援事業も同時に行っておりまして、そういった取得を町民の方にも同時に呼びかけをし、捕獲隊に入っていただくというようなことで進めているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） もう一度確認しますが、私自身、古い人間なものですから、昔あの、許可なんぞ知らねえで、蔵さバッチかけて獲ったりなんかしておりました。あるいはあの、べったりと貼り付くネズミ獲りなんか仕掛けておきましたが、そういうその、自己防衛も、いわゆる許可がないとだめだということですね。有害鳥獣を駆除する場合は許可がいるという原則ですね。ここを確認しておきたいと思います。ネズミ獲りのペタッと貼り付くやつで、小型のイタチとか、ひよっとしたらハクビシン程度のものが掛かるんですね。そんなもので、実際、本当にその、そういったことまで許可が必要なのか。必要であればあったで結構でございます。まあ、必要だか、今の回答では必要だという回答だったので、もう一度再確認をします。それは必要であれば、そのように改めます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 一般的に、ネズミ獲り、吸着の罾ですとか、籠によってネズミを捕る。そういったものはその対象外だというふうに認識してございますが、例えばそれらが、あえて畑等に設置して、ハクビシンが掛かった、何が掛かったということになりますと、その後の駆除ということになりますので、あえてそういったことを目的ではなくて、通常の、家の中のネズミ、小動物。小動物という定義があれなんですけども、ネズミ獲り等であれば、その限りではないというふうに認識をしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 非常にこれ、子供じみた質問かもしれませんが、あくまでも法律の施行という状況の中で、ネズミ獲りだけが良いのか。あるいはその、ネズミ獲りを目的にして掛かっておったところにハクビシンが掛かってしまったというような事態も想定されるわけですが、その辺は法律の中ではどう解釈したらいいのか。あるいは当局者側で、ネズミ獲りぐらいは良いだろうというような話に聞こえましたが、曖昧でございますと、そこから発展

して行って、今言ったように、ネズミ獲りの罠にほかのものが掛かる。当然ありますので、その辺、もし、拡大解釈の中で、そういったことをやって良ければ、自分の家族なり、作物、獲物については自分が守るんだということになれば、罠、トラップを、キュウリ畑、自分のキュウリ畑なり、とうみぎ畑に仕掛けるということだって、これはあの、範疇かなというふうに思いますが、そこのところをはっきりする方法はないのでしょうか。もう一度、終わりですのでお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 狩猟免許でございますので、私も大変申し訳ございません、勉強不足で。何が、どこまで良くて、何がだめだかって、はっきりあの、固有の動物を指して、またその方法を示して、今説明できる状況でございますので、尚あの、その辺については、今後、機会をみてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第80号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣を求めます。

〔議長、議事進行…（聴き取り不能）と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 議案と共に配付されておった、この、これですが、これについては何か今日、ここで審議をされる予定ですか。

○議長（大塚純一郎君） 議会事務局長。

○議会事務局長（横山祐介君） 議員の方々の議席のほうに配付しました先例集関係の改正部分については、そこに添書というか、書かれていますように、この中では審議しませんけども、8月の18日までにその内容を確認していただいて、事務局のほうに連絡をしていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうすると、8月18日までに内容を点検をして、あるいはここに編み掛けしてない部分についても、問題というか、自分自身が問題だと思うことについて、8月18日に事務局に出して、それについて皆さんで協議する機会を持つということでありましょうか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 議会事務局長。

○議会事務局長（横山祐介君） そのようなスケジュールで予定しておりますので、挙げただいたものについては、その後、また皆さんで協議をしていただいて決めたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前11時02分）

